

家内労働のしおり

～ 家内労働法の概要について ～

厚生労働省 山梨労働局 賃金室



目次

家内労働法のあらし

- 1 家内労働者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 補助者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 委託者とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

家内労働法のきまり（委託者のみなさんへ）

- 1 最低工賃のきまりがあります・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 工賃を支払うときに注意することは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 家内労働手帳の交付が義務づけられています・・・・・・・・・・ 3
- 4 委託の打ち切りの予告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 労働基準監督署への届出が必要です・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 家内労働者ごとの帳簿の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

家内労働者のみなさんへ

- 1 労災保険特別加入制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 インチキ内職の被害防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

家内労働者の安全及び衛生の確保につとめましょう

- 1 委託者が守るべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - 2 家内労働者が守るべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 安全及び衛生に関する指導状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

（参 考）

【書式】

- ・委託状況届（山梨労働局版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・様式第3号（家内労働死傷病届）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・様式第4号（帳簿）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・伝票式家内労働手帳様式第1（基本委託条件の通知）・・・・・・・・ 12
- ・伝票式家内労働手帳様式第2（注文伝票）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・伝票式家内労働手帳様式第3（受入伝票）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

【山梨県内の家内労働について】

- ・山梨県の業種別家内労働従事者数、委託者数および主な家内労働業務（平成27年）・・・・ 14
- ・山梨県内の最低工賃及び用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～19

- 【問い合わせ先】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

家内労働法のあらまし

「家内労働法」は、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律です。

この法律で定める家内労働者の労働条件は最低の基準ですから、委託者も、家内労働者も、この基準を理由に労働条件を低下させてはならないことはもちろん、更に向上させるように努めなければなりません。

この法律の対象となる「家内労働者」、「補助者」、「委託者」についてふれておきましょう。

1 家内労働者とは

通常、自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から部品や原材料の提供を受けて、一人で(又は家族とともに)、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取っている人のことです。

2 補助者とは

家内労働者と一緒に住んでいる家族(親族)で、家内労働者の仕事を手伝っている人のことです。

3 委託者とは

メーカーや問屋などの業者で、部品や原材料などを直接、家内労働者に提供し、物品の製造や加工などを委託している人のことです。

<参考1> 家内労働者はやわかり

	注文主は？	仕事は？	原材料は？	収入は？	作業者は？
家内労働者	①製造・加工業、販売業者・これらの請負業者(複数も可)	②物品の製造及び加工など	③注文主から提供を受ける	④物品の加工賃	⑤自分自身と同居の親族
家内労働者には該当しません	⑥一般の家庭など	⑦セールス、運送	⑧自分で調達	⑨製品の売上げ	⑩常に他人を雇用

- (注) ・①から⑤のすべてにあてはまれば家内労働者です。
・⑥から⑩のいずれか一つここに該当すれば、家内労働者ではありません。
・大規模な機械設備を有する作業場の場合も家内労働者には該当しません。

<参考2> 家内労働者の3類型

専門的 家内労働者	家内労働が世帯の本業であり、一人で又は家族と一緒に仕事をし、その収入で生計を立てている人
内職的 家内労働者	主たる生計維持者以外の家族(例えば、主婦など)で、世帯の本業とは別に、家計の補助などのため家事の合間に家内労働を行う人。
副業的 家内労働者	他に本業を持ちながら、本業の合間に、一人で又は家族と一緒に家内労働を行う人

家内労働法のきまり（委託者のみなさんへ）

家内労働法は、委託者にいろいろな義務を定めています。主なものは次のとおりです。

1 「最低工賃」のきまりがあります

最低工賃額は、最低額の意味ですから、この額を下回る工賃での委託は無効となります。したがって、委託者は、この額より低い工賃での委託をすることはできません。もし、そういう約束をしたとしても、最低工賃との差額を支払わなくてはなりません。

山梨県では平成28年4月現在、3業種について、最低工賃が決められています。
(山梨県貴金属製品製造業最低工賃、山梨県電気機械器具製造業最低工賃、山梨県婦人服製造業最低工賃)

2 工賃を支払うときに注意することは

工賃の支払いが遅れたり、全く支払われなくなったりすると、家内労働者は生活に困ることになります。そのようなことがないように、工賃については、現金で全額を支払うことや、納品から1か月以内に支払うことなどが義務づけられています。

現金で全額を

製品や、小切手での支払はできません。

ただし、家内労働者の同意があれば、次の2つはさしつかえありません。

- ア 郵便為替の交付
- イ 銀行などの預金・貯金口座への振込

納品から1か月以内に

納められた製品の検査が終わっていないからといって、支払いを先に延ばすことはできません。

また、毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から1か月以内に支払わなければならない。

家内労働者は、委託者の指揮監督の下で働くわけではありません。労働時間や作業方法などは、本人の責任で行われ、しかも複数の委託者と契約することもできる面からは「自営業者」的であるといえます。

一方、家内労働者は、委託者から原材料を支給され、他人を使わずに製造・加工などの仕事をしています。

これは、仕事の報酬としての工賃を得るためであり、経済的には委託者に従属しています。この面からは、「雇用労働者」的であるといえます。

家内労働法は、このような事情から、労働基準法の保護を受けない家内労働者を、雇用労働者に準じるものとして保護しています。

5 労働基準監督署への届出が必要です

(1) 委託状況届

事業の種類、事業所の名称・所在地、委託している仕事の内容、家内労働者や補助者などの数を次のとおり届け出て下さい。

ア 初めて委託者になった方は、遅滞なく

イ 毎年、4月1日現在の状況については、4月30日までに

◎ 家内労働者(いわゆる内職者)に仕事を委託している事業者は、家内労働法により毎年4月1日現在の状況を4月30日までに「委託状況届」により所轄の労働基準監督署に提出することになっています。
 ◎ 委託がない場合は、Faxでも可です(055-225-2783)。
 ◎ ご不明な点は山梨労働局資金室までお問合せください(055-225-2854)。

委 託 状 況 届

①事業の種類	②事業所の名称	③事業所の所在地 (電話番号)	④委託状況 (該当する場合は○) 委託なし 今後見込みあり 繁忙期のみ																																																																																			
⑤委託業務(内職)の具体的内容	⑥委託地域 (主な市町村名を記入)	⑦家内労働者数			⑧補助者数			⑨代理人数																																																																														
		男	5/518才未満	女	5/518才未満	計	5/518才未満		男	5/518才未満	女	5/518才未満	計	5/518才未満																																																																								
⑩家内労働者の種別別		⑪委託業務における危険有害業務の有無(該当するものがあれば記入)																																																																																				
専業	家内労働者	人	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内 容</th> <th rowspan="2">計</th> <th colspan="2">性別</th> <th colspan="3">種別別</th> <th rowspan="2">具体的業務</th> </tr> <tr> <th>男</th> <th>女</th> <th>専業</th> <th>内職</th> <th>副業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 プレス機械・片打ち機・錠盤など</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 有機溶剤(接着剤など)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 鉛・鉛化合物使用(ハンダ付け)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 粉じんを発生する作業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 動力により駆動される機械(ミシン・編み機など)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 木工機械</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 火薬類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 その他の危険有害業務</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							内 容	計	性別		種別別			具体的業務	男	女	専業	内職	副業	1 プレス機械・片打ち機・錠盤など								2 有機溶剤(接着剤など)								3 鉛・鉛化合物使用(ハンダ付け)								4 粉じんを発生する作業								5 動力により駆動される機械(ミシン・編み機など)								6 木工機械								7 火薬類								8 その他の危険有害業務							
内 容	計	性別										種別別			具体的業務																																																																							
		男	女	専業	内職	副業																																																																																
1 プレス機械・片打ち機・錠盤など																																																																																						
2 有機溶剤(接着剤など)																																																																																						
3 鉛・鉛化合物使用(ハンダ付け)																																																																																						
4 粉じんを発生する作業																																																																																						
5 動力により駆動される機械(ミシン・編み機など)																																																																																						
6 木工機械																																																																																						
7 火薬類																																																																																						
8 その他の危険有害業務																																																																																						
内職	家内労働者	人																																																																																				
副業	家内労働者	人																																																																																				
合計	家内労働者	人																																																																																				
	補助者	人																																																																																				

平成 年 月 日
 山梨労働局長 殿
 (所轄労働基準監督署経由)

委託者 氏 名 _____ 印 _____

記入要領: 1 「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入してください。
 2 「代理人数」欄には、委託者に代わって従業員以外の人が、内職廻りを請負っている場合があれば、その人数を記入して下さい。
 3 「家内労働者の種別別(専業)」とは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が専業主婦又は専業主夫として従事している者です。
 「内職」とは、主婦や高齢者などが世帯主以外の家族が、世帯の本業とは別に家内労働に従事しているものです。
 「副業」とは、他に本業を有する世帯主が、本業とは別に、専業主婦又は専業主夫とともに家内労働に従事するものです。
 「補助者」とは、家内労働者の同族の親類で、家内労働者の従事する業務を補助するものです。
 4 ⑩⑪の部分は、法定記載事項ですが、雇内の家内労働者の状況を把握する上で重要な資料としておりますのでご記入をお願いします。

(2) 家内労働死傷病届

家内労働者又は補助者の方が、仕事を原因とするけがや病気により、4日以上休業したり、又は亡くなられた場合は、遅滞なく届出が必要になります。

様式第3号

家内労働死傷病届

(日本工業規格 A列4)

死傷病者 (家内労働者 補助者)	氏 名		性 別	年 令	住 所		委託業務 の 内 容
	営業所		所在地		(電話番号)		
死 傷 病	発 生 日 時	傷病名又は死因		傷害の部位	症状及び程度	休業日数又は死亡の日時	
	年 月 日	時					
死傷病の原因 及び 発生状況							

年 月 日

委託者 氏 名 _____ 印 _____

労働局長 殿

注 意
 1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
 2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

6 家内労働者ごとの帳簿の作成について

委託者は、家内労働者ごとに、氏名や工賃支払額など、必要な事項を記入した帳簿を作って、営業所に備え付けておかなければなりません。また、この帳簿は最後に記入した日から3年間保存しなければなりません。

様式第4号

帳 簿

家内労働者	氏 名					代 理 人	氏 名				
	性 別		生 年 月 日				住 所				
	住 所						代理業務の範囲				
	作業上の所在地						特 別 な 委 託 条 件				
補 助 者	氏 名	性 別	生 年 月 日								
備 考											
委 託						受 領		工 賃 支 払			備 考
委託年月日	委託業務の内 容	納入させる 物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工 賃 の 支 払 期 日	受領年月日	受領した 物品の数量	支払年月日	支払工賃 総 額	通貨以外の 工賃支払方 法とその額	

注 意

- 1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
- 2 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。
- 3 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
- 4 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。
- 5 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とする。

各種様式については、巻末資料をご参照ください。(委託状況届については山梨労働局版
ですのご活用ください)

また、厚生労働省ホームページからモデル様式(Excel)をダウンロードすることができます。

(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-59.htm>)

各種申請・届出などの手続きを e-Gov から電子申請することもできます。

(<http://www.e-gov.go.jp/>)

家内労働者のみなさんへ

で述べたように、家内労働法は委託者にいろいろな義務を課しています。家内労働法が守られるためには家内労働者も、法の内容を知って、委託者に働きかけることが大切です。

1 労災保険特別加入制度について

仕事が原因でけがや病気をしたときのために、国では、労災保険制度をもうけて保険給付を行っています。これは本来、雇用労働者を対象としていますが、特に危険有害な仕事をしている家内労働者も加入できます。

(1)加入できるのは、例えば次のような方です。

- ア プレス機械などを使って、金属・合成樹脂・皮などを加工している方
- イ 有機溶剤、または、それを含んでいるものを使って、履き物、鞆などを加工している方

(2)加入の方法は？

家内労働者の場合は、個人でなく家内労働者の団体を通じて加入することになります。(団体がいない場合は、団体を作る必要があります。平成28年2月現在、山梨県に特別加入できる団体はありません。)

(3)保険給付の内容

家内労働者が、その作業により、けがをしたり病気になったりしたときは、治るまで無料で治療が受けられ、療養のため仕事ができず休業した場合、休業補償給付が受けられます。また障害が残った場合や死亡した場合は年金、一時金、葬祭料が支給されます。

2 インチキ内職の被害防止について

内職希望者の中には、高収入の仕事があるという広告に誘われて、さまざまな名目で高い金額を支払わされる一方、仕事の内容や収入について約束とは違うという被害にあう例があります。

また、これまで問題となった例については、主として誇大広告に問題があることが多いので、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう関係機関との連携により注意喚起に努めています。

このような被害を防ぐには、内職希望者自身の注意が何よりも肝心です。仕事を始めるときは、少なくとも次のことに注意して慎重に対処することが必要です。

高収入すぎるのは要注意。簡単な仕事で高収入というのではないと考えてよいでしょう。また、業者のいうように仕事を紹介してくれる保証はないので、納得ができるまで十分に説明を求めて確認をし、本当に自分にできる仕事かどうか冷静に判断した上で、結論を出しましょう。

高額な機械の購入などの費用がかかるものは、よく考えましょう。

広告に甘い話ばかり書いてありませんか。

収入などその他の委託条件を十分に確認することが必要です。内容は契約書などの書面でもらいましょう。

信用できる業者かどうか十分検討することが必要です。例えば、高額な商品を購入させるなど事前にお金を支払わせる業者、安易に高収入を約束する業者、強引な勧誘をする業者、契約や支払を急がせる業者、納得できる説明をしない業者には特に注意しましょう。



家内労働者の安全及び衛生の確保につとめましょう

家内労働法には安全衛生規定があります。

委託者が、家内労働者に一定の機械器具又は原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 委託者が守るべき事項

委託者が家内労働者に一定の機械器具または原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、危害防止のための措置を講じましょう。

プレス機械等について、安全装置を取り付けること。

モーター、パフ盤等については、防護装置の覆いを取り付けること。

危害防止のための「作業心得」などの書面を交付すること。

有機溶剤を含む接着剤などの有害物については、漏れたり、発散するおそれのない容器を使用し、容器の見やすいところに、有害物の名称や取扱い上の注意事項を記載すること。

胆管がんとの関連が指摘された 1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り譲渡・提供しないこと。

2 家内労働者が守るべき事項

家内労働者も自ら積極的に災害防止に取り組むことが大切です。

次のようなことを必ず守るようにしましょう。

接着剤の中には、体に害のある有機溶剤を含んでいるものもあります。このような危険有害な原材料を使用する場合には、換気をよくして中毒にかからないようにしましょう。

プレス機械、織機などケガをするおそれのある機械を使用する場合には、安全装置を取り付けるなど安全な方法で作業しましょう。

危険有害な仕事に従事する場合は、必要な保護具（作業服、帽子、マスク、耳栓、手袋など）を使用しましょう。

委託者から危険防止のための「作業心得」をもらったら、見やすい場所に貼って、その注意事項は必ず守るようにしましょう。



安全及び衛生に関する指導状況

家内労働者の安全の確保、健康の保持等について啓発指導を行うため、家内労働安全衛生指導員制度がもうけられており、委託者及び家内労働者に対して巡回指導を行っています。

参 考

- ◎ 家内労働者(いわゆる内職者)に仕事を委託している事業者は、家内労働法により毎年 4 月 1 日現在の状況を 4 月 30 日までに「委託状況届」により所轄の労働基準監督署に提出することになっております。
- ◎ 委託がない場合は、Fax でも可です(055-225-2783)。
- ◎ ご不明な点は山梨労働局賃金室までお問合せください(055-225-2854)。

委 託 状 況 届

①事業の種類	②事業所の名称	③事業所の所在地	④委託状況 (該当する場合は○) 委託なし 今後見込みあり 繁忙期のみ	
		(電話番号)		

⑤委託業務(内職)の具体的内容	⑥委託地域 (主な市町村名を記入)				⑦家内労働者数				⑧補助者数				⑨代理 人数				
	男	女	計	未済	男	女	計	未済	男	女	計	未済	男	女	計	未済	

⑩委託業務における危険有害業務の有無(該当するものがあれば記入)

⑩家内労働者の類型別	人数	
	専業	内職
家内労働者		
補助者		
家内労働者		
補助者		
家内労働者		
補助者		
家内労働者		
補助者		
合計		

内 容	計	性別		類型別		具体的業務
		男	女	専業	内職	
1 プレス機械・片打ち機・旋盤など						
2 有機溶剤(接着剤など)						
3 鉛・鉛化合物使用(ハンダ付け)						
4 粉じんを発生する作業						
5 動力により駆動される機械(ミシン・編み機など)						
6 木工機械						
7 火薬類						
8 その他の危険有害業務						

平成 年 月 日

山梨労働局長 殿
(所轄労働基準監督署経由)

委託者 氏 名 _____ 印 _____

- 記入要領： 1 ①「事業の種類」欄には、委託者の事業の種類を記入してください。
- 2 ②「代理人数」欄には、委託者に代わって従業員以外の人が、内職廻りを請負っている場合があれば、その人数を記入して下さい。
- 3 ③「家内労働者の類型別」欄の「専業」とは、家内労働をその世帯の本業とし、世帯主自身が専業主婦又は専業主夫に就いている者です。「内職」とは、主婦や高齢者など世帯主以外の家族が、世帯の本業とは別に家内労働に従事しているものです。
- 4 ④「副業」とは、他に本業を有する世帯主が、本業とは別に、専業主婦又は専業主夫に家内労働に従事するものです。「補助者」とは、家内労働者の同居の親族で、家内労働者の従事する業務を補助するものです。
- 5 ⑤⑥⑦の部分は、法定外記載事項ですが、黒内の家内労働者の状況を把握する上で重要な資料としておりますのでご記入をお願いいたします。

様式第3号

家内労働死傷病届

死傷病者 〔家内労働者 補助者〕	氏名	性別	年齢	住所		委託業務 の内容	事業の 種類
	名称 営業所 所在地	(電話番号)		傷病名又は死因	傷害の部位	症状及び程度	
委託者	発生日時 年月日時			死傷病			
年 月 日							
死傷病の原因及び発生状況							

委託者 氏名 ㊟

労働局長 殿

注意

- 1 「死傷病者」欄の()内は、該当しない事項を消すこと。
- 2 「死傷病の原因及び発生状況」欄には、死傷病の原因となった機械、器具その他の設備、原材料その他の物品の名称及び発生状況を具体的に記入すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

帳

簿

家内労働者	氏名			代理人	氏名				
	性別	生年月日			住所				
	住所				代理業務の範囲				
補助者	作業上の所在地			特別な委託条件					
	氏名	性別	生年月日						
備考									
委託									
委託年月日	委託業務の内容	納入させる物品の数量	工賃の単価	納品の時期	工賃の支払期日	受領			
						受領年月日	受領した物品の数量		
						支払年月日	工賃支払総額	通貨以外の工賃支払方法とその額	備考

注意

- 1 「作業場の所在地」欄には、家内労働者の作業場の所在地が住所と異なる場合に記入すること。
- 2 「補助者」及び「代理人」欄には、該当する場合に記入すること。
- 3 「特別な委託条件」欄には、当該家内労働者に関し、特別な委託条件を定めた場合に記入すること。
- 4 「委託」欄には委託をするつど、「受領」欄には製造又は加工等に係る物品を受領するつど、又は「工賃支払」欄には工賃を支払うつど記入すること。
- 5 「通貨以外の工賃支払とその額」欄には、該当する場合に記入し、「支払工賃総額」の内数とすること。

基本委託条件の通知

平成 年 月 日

家内労働者	氏名			委託者	氏名			印
	性別	生年月日			名称			
	住所				営業所 所在地	TEL		
補助者	氏名			代理人	氏名			印
	性別	生年月日			住所	TEL		

基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。
なお、御承諾の場合は御連絡願います。

工賃の支払方法	支払場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他()
	支払期日	イ 毎月 日締め、 ロ 納品の都度払い	同月翌月 日払い ハ その他()
	通貨以外のもの で支払う場合の方法		
物品の受渡し場所	イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所	ロ グループリーダー宅 ニ その他()	
不良品の取扱い に関する定め (検査日に関する 定め)			
備考			

注) 家内労働をやめた日から2年間保存してください。

No. _____

注文伝票

平成 年 月 日

殿

委託者

品名	数量	単価	納期	備考

工賃支払期日	平成 年 月 日	付「基本委託条件の通知」による。
--------	----------	------------------

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

1. 業務を委託するつど使用するものとし、品名欄には製品名と委託する業務内容を併せて記入すること。
なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。
2. 備考欄には、委託に関し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自己から購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引き渡しの期日並びにその代金の額並びに決済の期日及び方法を記入すること。

No. _____

受入伝票

平成 年 月 日

殿

委託者

品名	数量	単価	金額	製品の受領印	備考
合	計				

月 日締切分	累計金額	備考

注) 記入した日から2年間保存して下さい。

(使用上の注意)

- 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、
- (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。
 - (2) 工賃締切日を定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合で、工賃の支払通知をするときは、下欄に記入すること。

山梨県の業種別家内労働従事者数、委託者数および主な家内労働業務（平成27年）

業種	家内労働 従事者数	委託者数	主な家内労働業務
総数	人 2,319 100.0%	人 191 100.0%	
食料品製造業	9 0.4%	2 1.0%	資材の組立、袋入れ、シール貼り
繊維工業	424 18.3%	43 22.5%	服地織り、縫製、燃糸、ボタン付け、裁断、リンキング、まつり
木材・木製品、家具・装備品製造業	15 0.6%	2 1.0%	木工品組立、家具部品袋詰め
紙・紙加工品製造業	415 17.9%	9 4.7%	仕切り折り、袋入れ、のり貼り、結束、段ボール加工
印刷・同関連及び出版業	0 0.0%	0 0.0%	
(うちウェブ作業)	(0) 0.0%	(0) 0.0%	
ゴム製品製造業	18 0.8%	2 1.0%	バリ取り・仕上げ
皮革製品製造業	189 8.2%	3 1.6%	革製品縫製、革貼り
窯業・土石製品製造業	0 0.0%	0 0.0%	
金属製品製造業	126 5.4%	12 6.3%	部品組立、検査
電子部品・デバイス製造業	112 4.8%	13 6.8%	電子部品組立、コネクタ差し、コイルの巻線
電気機械器具製造業	88 3.8%	14 7.3%	スイッチ組立、ワイヤーハーネス組立・チューブ通し、リード線端末加工
情報通信機械器具製造業	46 2.0%	5 2.6%	部品組立、検査
機械器具等製造業	93 4.0%	8 4.2%	自動車部品組立
その他(雑貨等)	784 33.8%	78 40.8%	貴金属製品・アクセサリー加工、花火袋詰め、造花、文具組立、念珠製造、雑貨袋詰め

※家内労働従事者数・・・家内労働者及び補助者の合算人数
平成27年家内労働概況調査による

山梨県貴金属製品製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県内で、貴金属製品製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に貴金属製品製造業に係る業務を委託する委託者

3 最低工賃額

下表のとおり

品 目	作 業 工 程	金 額
ピ ア ス (プレス製に限る)	ろう付け	1 か所につき 7 円
	石留め(爪留め)	1 個につき 12 円
リ ン グ ペンダント ブ ロ ー チ イヤリング ピ ア ス	ワックスパターン取り (ゴム型に中子が発生しないもの)	1 個につき 6 円

備考 品目は、いずれも金製品及び銀製品に限る。

4 効力発生の日

平成25年4月17日

山梨県貴金属製品製造業最低工賃用語

(平成25年4月17日発効時)

ろう付け	部品をろう(接着用金属により、ガスバーナーで溶接すること。部品を接合することを「寄せ」という。
石留め(爪留め)	石枠に取り付けられた爪を曲げるなどの方法により、宝石を留めて固定すること。
ワックスパターン取り	発注者から提供されるゴムの型にワックス材を流し、ワックスパターンを作成すること。

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に電気機械器具製造業に係る業務を委託する委託者

3 最低工賃額

下表のとおり

品 目	工 程		規 格	金 額
ビニル線	端末加工	より及び予備 はんだ付け	しん線の断面積が 0.3平方ミリメートル以上 2.0平方ミリメートル以下 のもの	46 銭 / 1か所
コイル	からげ 1か所につき、 4回以内からげて切るものに限る		線径0.3ミリメートル以上 1.2ミリメートル以下のもの	71 銭 / 1か所
コネクター	差 し リード線の端末に取り付けら れた端子をコネクターに差し 込むことをいう			43 銭 / 1端子

4 効力発生の日

平成17年2月13日

山梨県婦人服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県内で、婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に婦人服製造業に係る業務を委託する委託者

3 最低工賃額

下表のとおり

品 目	工 程	規 格		金 額	
ワンピース 上 衣 コ ー ト ス カ ー ト ス ラ ッ ク ス ブ ラ ウ ス	そで口あきみせまつり			1着(両そで)につき 11円	
	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの		5センチメートルにつき 8円	
	星入れ			10センチメートルにつき 12円	
	ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの		1個につき 6円	
	かぎホック付け			1組につき 13円	
	スナップ付け			1組につき 13円	
	スラックス	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの		1か所につき 7円
			糸ループの長さが5センチメートルのもの		1か所につき 8円
	ブラウス	×印しつけ止め			1か所につき 6円
		肩パット付け			1着(両肩)につき 30円
婦人用M 丸首無地 セーター	オーバーロックミシン による縫製	長そで		1着につき 77円	
		肩・そで及びわき			
	リンクミシンによる 取付け	衿(ハイネックに限る)	12ゲージ	1着につき 70円	
	手ががり	衿(ハイネックに限る)		1着につき 34円	

備考1 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまどめの業務に限るものとする。

4 効力発生の日

平成24年4月21日

山梨県婦人服製造業最低工賃用語

工 程	解 説
あきみせそで(開きみせ袖)	ジャケットの袖の部分が、実際には開かないのに、開くように見えるデザインの物。あきみせ袖には、ボタンホール(見せかけ)のあるセツパ付きのタイプとセツパの無い物がある。また、あきみせ袖の中にも、よりリアルに開きを見せるため、袖口が(約2cmくらい)開いているタイプや、開きが全くないタイプ、また開いた部分が額縁仕立てになっているデザインがある。
あきみせまつり	「ジャケット」の「袖口」部分の実際は開かない装飾的なボタンがついているところのまつり縫い。
千鳥掛け	糸を斜めに交差させるかがり方。ほつれるのを防ぐために布の端に用いる。
星入れ	目立たせないように星のような小さな針目で縫い止めすること。方法はごく小針の返し縫いである。使うところによって、裏側からする方法と表側からする方法がある。星止めはミシンステッチの代わりにファスナーをつけたり、見返しなどの浮きを押さえたいときに用いる。
根巻きボタン付け	ボタンを付ける際に、根巻きをすること。実際に掛けるボタンにする。
飾りボタン付け	飾りボタンとは、袖口やWのスーツの、実際に掛けないボタンで、根巻きをしないもの。
カギホック付け	洋服の合わせ目などをひっかけて止める、かぎ型の止め金。フック。
スナップ付け	シャツなどの前やそで口などを合わせて止めるのに使う円形の小さな金具。突起を穴に入れて止める。
糸ループ付け	鎖編みをした糸を布地と裏地につけ、ずれないようにするもの。
×印しつけ止め	ジャケットのベンツやスカートのスリットにするしつけ。
肩パット付け	ジャケットなどの肩に入れるパット付け。

家内労働法に関するお問い合わせは、山梨労働局または、最寄りの労働基準監督署へ

山梨労働局 賃金室

〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11

電話番号 055-225-2854 / FAX 055-225-2783

労働基準監督署

名称	所在地	電話番号 / FAX	管轄区域
甲府労働基準監督署	〒400-8579 甲府市下飯田 2-5-51	電話 055-224-5611 FAX 055-224-5618	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡、山梨市、甲州市
都留労働基準監督署	〒402-0005 都留市四日市場 23-2	電話 0554-43-2195 FAX 0554-43-8796	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡
鯉沢労働基準監督署	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鯉沢 655-50	電話 0556-22-3181 FAX 0556-22-5840	南巨摩郡、西八代郡

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

山梨労働局ホームページ <http://yamanashi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

… Memo …

